
第44号 2008年12月1日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18
-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX 03(3360)3870

全国税制懇話会

09年春季全国研究集会・第21回総会

山本守之先生むかえ京都で

= 09年5月10日(日)～11日(月) =

例年、春の全国研究集会・定時総会は、4月20日前後に開催しますが、09年春はメイン講師の日程の都合等もあり上記の日程となりました。よろしくお願ひします。詳細は地元近畿ブロックと協議しながら、今後つめていくことになります。

注目浴びた「苦情申立書」による 権利救済手続

★ 東海ブロックの実践報告 ★

全国税制懇話会（略称：税制懇）が、伊豆・伊東温泉で08年10月に開催した「秋の全国研究集会」。その中で、特に注目を浴びたのが東海ブロック（代表：栗原幸夫氏）からの報告でした。

それは、同ブロック富田偉津男氏らのグループによる「会員の実践報告」で、テーマは「苦情申立書による権利救済」。さっそく、内容をご紹介します（紙面の都合上、報告内容を若干「編集」させていただきました）。

【はじめに】

この報告は、法律に定められた権利救済手続ではなく、税務行政の内部的取り扱いを利用し、それを拠りどころにして権利回復をはかる方法です。この方法は、一般的に認知された権利救済手続ではありませんが、時に、思いのほか効果を発揮します。具体的事例をあげ、その汎用性・有効性を検証してみます。

【拠りどころ】

納税者等からの苦情などの対応について、税務当局は各国税局ごとに署長会議等で「納税者の視点に立って適切に対応」する方針を徹底します。

以下は某国税局の署長会議（平成20年8月開催）資料で、「苦情等への対応」部分の抜粋です。

「職員に対しては、①苦情処理の重要性を常日



頃から十分認識し、②寄せられた苦情等について、的確かつ誠実に対応し、③納税者がその苦情をワンストップで済ますことができるよう配慮する。その上で、④苦情等に相当の理由がある場合は、納税者等に直接説明又は謝罪を行うなど誠実に対応し、申し出に相当の理由が無い場合には、毅然とした態度で説明・説得する。

行政評価局に寄せられた苦情等に関して、管区行政評価局からの照会等については、国税局の納税者支援調整官が窓口となっており、各県の行政評価事務所からの照会については、各署の総務課（署派遣納税者支援調整官の設置署においては、署派遣納税者支援調整官）が窓口であることから、それぞれ適切に対応する。

苦情処理に当たっては、申し出がなされた日から原則として3日以内（祝日・休日等を除く）とし、それが困難な場合は、当面の処理方針を決定の上、申し出人に速やかに連絡するなど、決して放置しないこと」。



予想外の効果も



以上のような「苦情等への対応」方針は、上意下達の官僚組織においては「必ず守らなければならないルール」であるわけです。今回の報告は、いわばこのルールを逆手にとることで、権利の救済はかろうとするものです。ケースによっては法定化された「本来の手続」よりも優れた効果を発揮することがあります。

【事例報告】

成果を挙げた実例をご報告します。「08年秋季

研究集会」で報告した事例は4件ですが、紙面の都合で、別表のとおり一件のみのご紹介となります。

【結びにかえて】

このように、今回取り上げました「苦情申立書」を用いた権利救済手続は、もともと税務行政内部の「とり決め」を利用するものであるため、課税庁側にしてみれば「想定外の申立書」になり、場合によっては本来の手続以上に税務職員を動かすものとなります。

このようなテーマを発表したのは、税務行政が本来納税者に対して予定している手続が、憂うべき実態にあるからです。そこで、税務署員がキビキビ対応せざるを得ない内部ルールを利用することで、本来の効果を取り戻すことができる事実をお知らせしたかったからです。

今後、具体的事例を積み重ね、一定の効果が引き出せるハウツー作りと、内部ルールの変更に対する情報収集を積極的に行っていくしたいと思います。当該方法を陳腐化させないため、皆様のご協力をお願いします。

輸出免税の適用で過去の申告分の全額還付を勝ち取った事例

(別表)

〇〇税務署長殿

平成 18 年 12 月 日

苦情申立人 税理士法人 オーティーエー
代表社員 富田偉津男

苦情申立の対象となる納税者

有限会社 ○○○○

代表取締役 ××××

苦 情 申 立 書

このような申立は誠に心苦しいのですが、「不適切な事務処理」と思われますので、あえて「嘆願書」としないで提出する失礼をお許してください。

納税者は中古車及び同部品等を輸出することを主たる業務としております。私の前任の税理士は、当社の業務内容を了知していながら、設立3期目から消費税を納付していました。そして16年度決算分について貴署法人課税部門の税務調査があり、売上除外が判明しました。法人税の修正申告はもちろん行わなくてはなりません、消費税についても修正申告を催告され、当該税理士はこれに応じて修正申告（後に重加算税も決定）を行いました。

そして、署から平成17年度申告では輸出免税を適用するよう言われ、消費税の還付申告を行っています。以上の経過から、以下のような苦情を申し立てます。

1 輸出による資産の譲渡は免税と定められている

(略) 消費税法7条は輸出を免税としており、たとえ錯誤による申告をしたとしても、「合法性の原則」により消費税の減額更正を行うことが「適正公平な課税」処理と思われま。

2 法律の定めのないものに課税し、さらに重加算税の決定は屋上屋

輸出にかかる売上除外分に消費税を課税し、そのうえ重加算税を決定するなど、「法律の定めによらない課税」であって、まさに「不適切な事務処理事案」と思料いたします。(略) 税理士が錯誤による申告を行っていることに乗じて課税することは、長官が常々言明されている「適正公平な課税」に反するものではないでしょうか。

3 消費税の減額更正と重加算税の取り消し、合わせて適正申告の指導を求めます

(略)

苦情申立の結果 消費税の全額還付を勝ち取ることができました。

08年10月19日(日)～20日(月) 秋の全国研究集会の報告
伊東温泉「伊東ホテル聚楽」で開催 77名が参加

「税理士のための租税法の基礎理論」と題して
専修大・増田英敏教授が講演

08年秋の全国研究集会を、さる10月19日(日)～20日(月)、伊東温泉「伊東ホテル聚楽」で開催しました。今春の開催地・東北ブロックからの参加がなかったのはちょっと残念。それでも総勢77名が参加、熱心に学び、討議しました。

メインは、「税理士のための租税法の基礎理論」と題した、専修大学法学部教授・増田英敏先生(法学博士)の講演。

増田先生は、松沢 智著「租税法の基本原則」の「租税法の根底にあるもの」は何かを引用しながら、「租税法の理念には租税正義があり、それを憲法原理という形で具現しているのが租税法主義と租税公平主義である」と述べ、「租税法主義は、租税正義(公平)を実現させるうえでの理論上の原動力となるもの」と、両者の関係を明らかにしました。その上で、所得区分や累進税率など所得税法を例にひきながら租税法の基本原則を具体的に説明しました。

課税要件など具体的な問題をめぐって課税庁と向き合うとき、このような租税法の基本原則を踏まえて、法的に筋道を立てて考え、結論を導き出すという、リーガルマインド(法的思考)の養成が不可欠となってくる。そのことが課税庁との紛争を未然に防止することにも役立つ——と話されました。最後に、リーガルマインドの実践編とし

て、具体的な裁判例の紹介と解説がありました。

第一線からの報告も

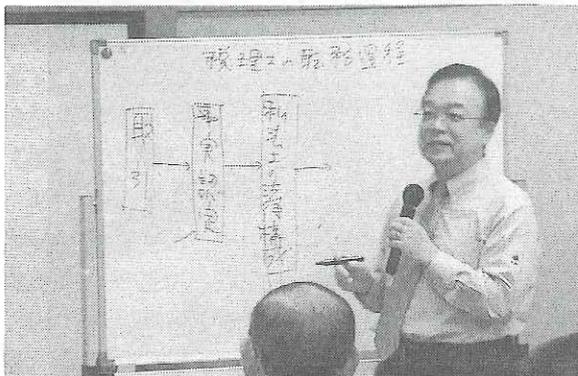
岡田全国税副委員長からは、来賓の挨拶を兼ねて、「税務調査はどのように変化しつつあるか」といった内容の報告がありました。

このほか、会員の実践報告として①苦情申立書による権利救済(東海ブロック)②滞納税金の分納制度と「納税の猶予等の取扱要領」(東京ブロック)③オーストリア・チェコ税制視察報告(宮澤副理事)などがありました。

また、全国国税局長会議資料、課税庁の事務運営方針等の貴重な資料が全参加者に配布されました。

次回は来春5月10日(日)～11日(月)、京都で、次々回は来秋北海道で全国研究集会を開催します。

以上 文責・角谷啓一



講演中の増田教授

新入会員紹介

よろしく 新しい仲間です

08年9月以降の加入者

武田 等さん(東京) 9月26日入会
工藤 清秋さん(東京) 10月7日入会
木内 隆さん(東京) 10月10日入会
鉄砲克比古さん(東京) 10月10日入会
池袋 一弘さん(東京) 10月21日入会
村上 稜さん(東京) 11月21日入会

税制懇ホームページ

悪戦苦闘の末のリニューアル

一度アクセスしてください!!

08年春、松島での「全国研究集会・総会」時に公開した「税制懇ホームページ」。技術的な問題もあって、その後しばらく開店休業状態でしたが、10月になって少しノウハウを習得し、リニューアルにこぎつけました。更新した主な内容はつぎのとおりです。

- ① 全国理事などの役員の更新と紹介
- ② 税制懇のご案内(生い立ち)の訂正
- ③ 08年春及び秋の全国研究集会の開催報告
- ④ 「税制・税務行政のホット情報」コーナーを立ち上げ(e-タックスの異常な普及問題、税務調査の現状・方向を記載)
- ⑤ オーストリア・チェコの訪問記(浅井優子さん)
- ⑥ 中国の「虹橋情報」の08年5～11月号の掲載
- ⑦ 東海ブロックの実践報告(「苦情申立書」による権利救済)、東京ブロックの研究報告(滞納税金の分納問題)を掲載

今後とも、税制・税務行政に関するホットな情報、全国各地に紹介したい実践報告などを「新着情報」として掲載していきたいと考えています。あなたの情報をお寄せください。そして、ぜひ、税制懇ホームページへ一度アクセスしてみてください。ご意見などは「会員交流コーナー」へぜひお願いします。

◎ 税制懇ホームページへのアクセスは
<http://www.zeiseikon.com>

をアドレスバーに入力し Enter キーを押してください(又は、検索欄に「税制懇」と入力すると「全国税制懇話会」が出ますので、そこをクリックしてもOKです)。

◎ 会員交流コーナーへのアクセスの仕方

①税制懇ホームページを開いて、一番下の「会員交流コーナー」をクリック、②「会員交流掲示板」の「掲示板に進む」をクリック、③「会員交流コーナー」ログインIDとパスワードの入力画面が表示。ログインIDに半角英数で zeiseikon パスワード欄に半角英数で 0821 と入力し、「ログイン」をクリック、④「会員交流コーナー」が開き、先ず「名前」を入力、次いで「原稿のタイトル」を入力し、あとは「内容」欄に自由に何でも書き込めます。

◎ ホームページ管理人(角谷)のメールアドレス kadoya@zeiseikon.com

全国各地に紹介したい実践報告など、あなたの情報は上記のアドレスへ「添付メール」等で。



研究・実践そして交流が税制懇のモットーです